

交通誘導・雑踏警備用重要事項説明書

(警備業法第19条第1項、同法施行規則第33条第2号)

宮城県仙台市青葉区中央三丁目2番1号

同和警備株式会社

代表取締役 中島 芳樹

TEL 022-222-5455 FAX 022-711-5362

契約を締結しようとする本警備契約の概要は、次の表のとおりです。

No	項目	内容
1	警備業務を行う日及び期間	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
2	警備業務を行う時間帯	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
3	警備業務対象施設の名称及び所在地	名称: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
		所在地: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
4	警備業務に従事させる警備員の人数及び担当業務	警備員の人数: 契約内容に応じて警備業務を実施するときまでに決定します。
		担当業務: 契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
5	警備業務に従事させる警備員が有する知識及び技能	警備業法で定める法定教育及び弊社で定めた研修を受講しています。
6	警備業務に従事させる警備員が用いる服装	警備業法に基づき宮城県公安委員会に届出ている、弊社の制服を着用します。
7	警備業務を実施するために使用する機器又は各種資機材	1. 誘導棒 2. 警笛 3. 無線機 4. 反射胴着 5. ヘルメット 6. その他機器等
8	警備業務中における負傷等の事故が発生時の措置	事故等が発生した場合は、直ちに関係部署並びに警備担当者をはじめとする緊急連絡先へ連絡するとともに、事態に即した必要な措置を講じます。
9	報告の方法、頻度及び時期その他の警備業務の依頼者への報告に関する事項	必要の都度、お客様にご連絡・報告します。なお、緊急時にはお客様の提案する所定の緊急連絡先に速やかに連絡します。
10	警備料金・その他の費用	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
11	支払い時期及び方法	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。
12	警備業務の再委託に関する事項	この警備業務は、弊社が行い、下請等再委託は行いません。(協議により同意の場合を除く)
13	免責に関する事項	①天変地異、暴動、その他不可抗力による場合 ②物件の瑕疵又はお客様の管理上の瑕疵に基づく場合 ③お客様の従業員又は関係者の故意あるいは過失に基づく場合 ④走行中の車両について運転中の法令違反、運転未熟、粗暴運転並びに車両の欠陥に起因する場合 ⑤建造物、施設、又は物品などの自体の欠陥に起因する場合 ⑥駐車場に駐車している不完全管理の車両についての場合 ⑦本計画書に基づく警備方法では当然防止しえない場合
14	損害賠償の範囲、損害賠償額その他損害賠償に関する事項	弊社は、本契約に基づく警備実施時間中にお客様又はお客様の関係者に身体上あるいは財物上の損害を生ぜしめ、これが明らかに弊社の責に帰すべき事由による場合は、客観的に承認された損害証明に基づき対人賠償、対物賠償合わせて1事故金10億円を限度として、お客様に対して損害賠償の責に任ずる。
15	契約の更新に関する事項	契約期間満了前までに更新等の意思表示があった場合は、協議の上更新します。
16	契約の変更に関する事項	変更する前日までに、相互が、その理由を記した文章を提示して行うものとします。
17	契約の解除に関する事項	契約業務発注後の業務中止・中断の場合は、警備料金を下記の通りとします。 ①業務開始10日前30% ②業務開始9日前から業務前日まで60% ③実施日100% お客様側が暴力団等反社会的勢力であることが判明したとき、若しくは、暴力、脅迫その他の不当な手段を用いて要求行為を行った場合は、弊社は催告することなくこの契約を解除させることができるものとします。
18	警備業務に係る苦情を受けるための窓口	各拠点が対応します。
19	これらのほか特約があるときは、その内容	契約内容に応じて警備業務を実施する時までに決定します。

※ 上記警備業務について契約に至るまでの見積提出(契約前)から契約書取交し(契約時)の内容説明の概要を表示しております。
 ※ 本書に記載のない事項については見積書及び契約書において別途記載、ご説明させていただきますが、基本の共通する内容となります。
 ※ 書面交付の代わりに、こちらのホームページにて表示し提出に代えさせていただきます。